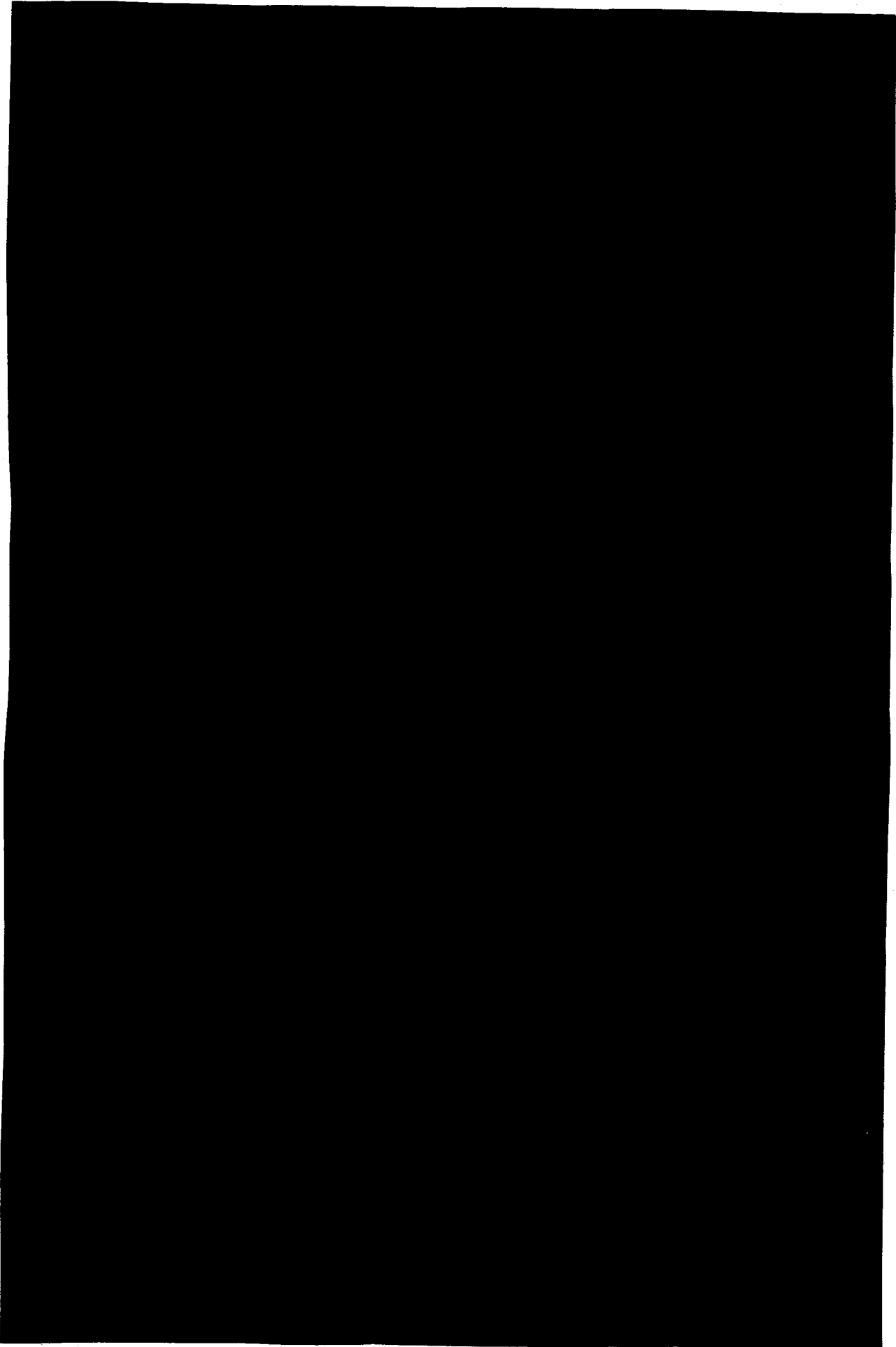
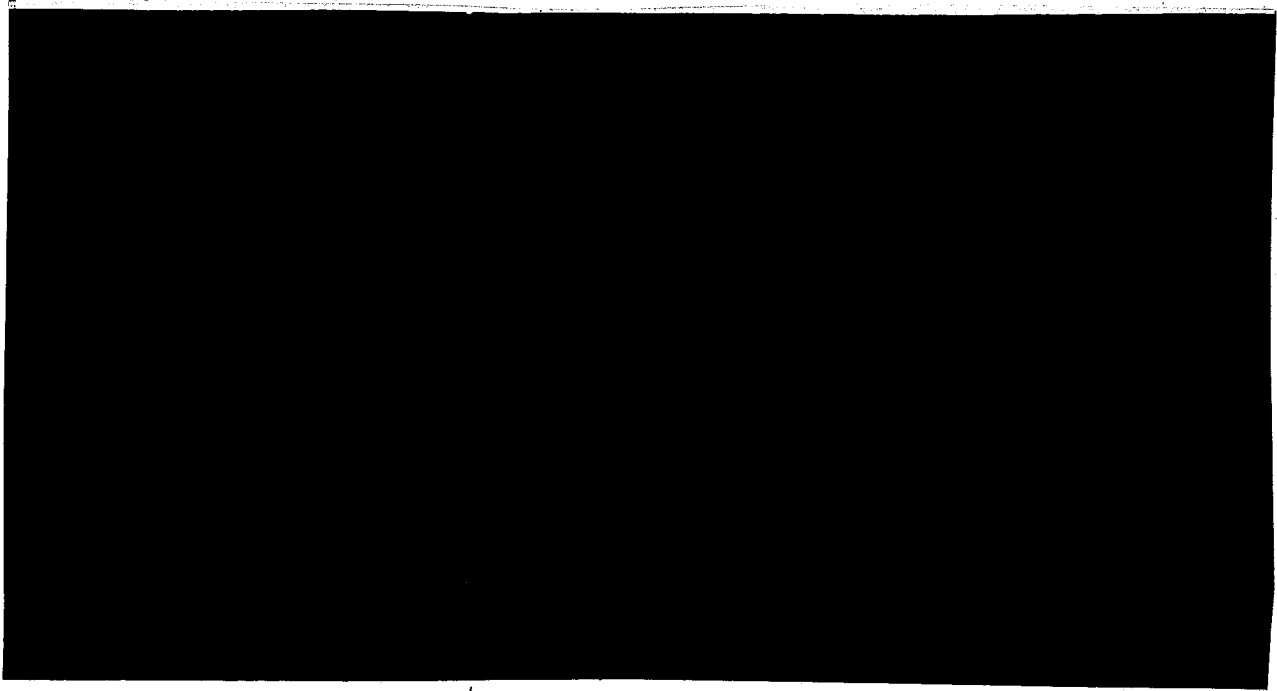


[Redacted]

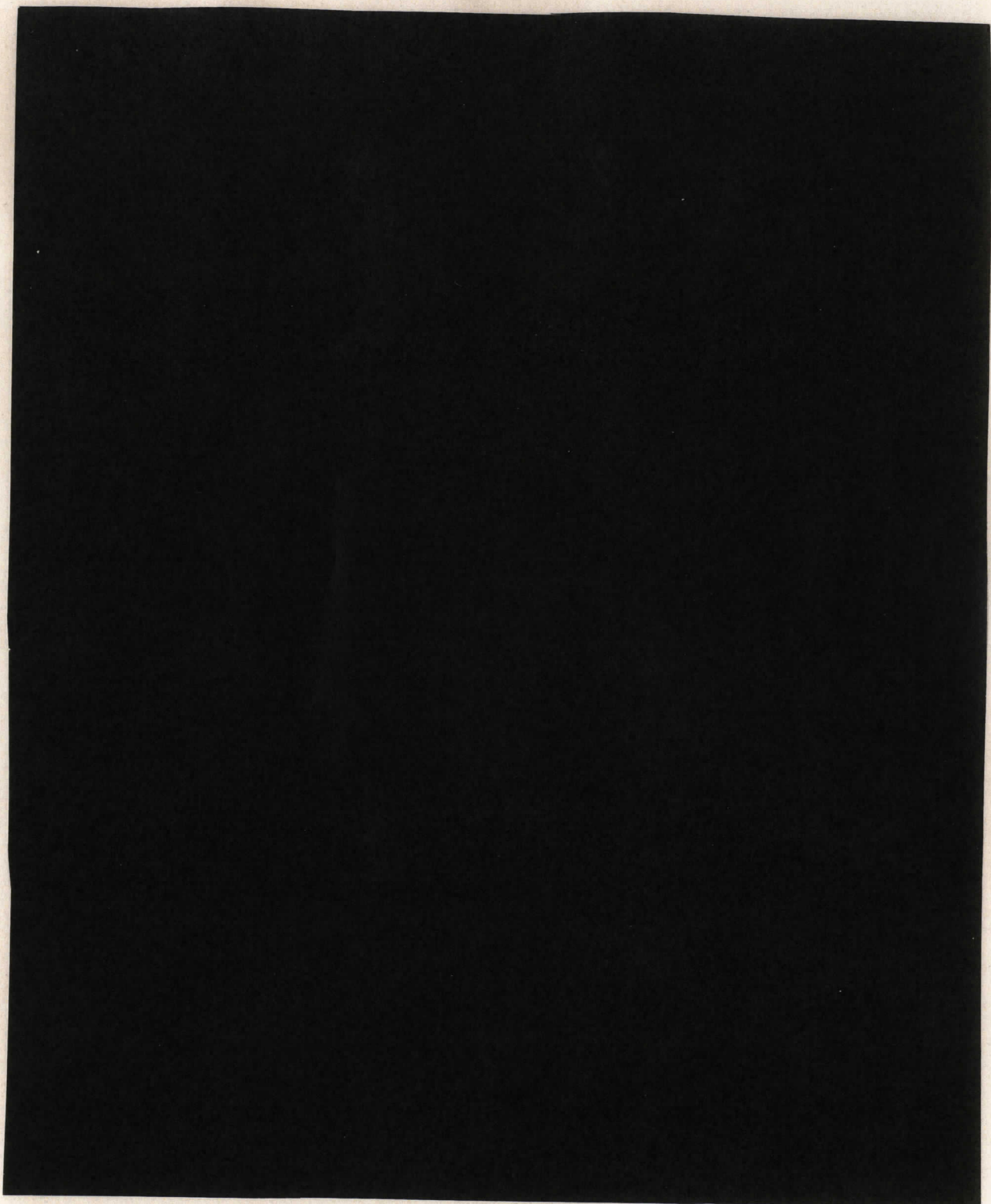
[Redacted]



10



【未定稿】



【参考】

- 第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。
    - イ 日本国の安全保障
    - ロ 対外経済関係
    - ハ 経済協力
    - ニ 文化その他の分野における国際交流
  - 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。
  - 三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。
  - 四 条約その他の国際約束の締結に関すること。
  - 五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。
  - 六 日本国政府として処理する必要のある涉外法律事項に関すること。

七 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。

八 日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること。

九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

十 海外における邦人の身分関係事項に関すること。

十一 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に関すること。

十二 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。

十三 査証に関すること。

十四 本邦に在留する外国人の待遇に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

十五 海外事情についての国内広報その他啓発のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓発のための措置に関すること。

十六 外国における日本文化の紹介に関すること。

十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に関すること。

十八 外交官及び領事官の派遣に関すること。

十九 外交官及び領事官の接受並びに国際機関の要員の受入れに関すること。

二十 外国の勲章又は記章の日本国民による受領に関しあつせんを行うこと並びに外国人及び外国に居住

する邦人に対する栄典の授与に関し推薦及びあつせんを行うこと。

二十一 前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関すること。

二十二 外交史料の編さんに関すること。

二十三 外地整理事務に関すること。

二十四 政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。

二十五 政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十六 政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括を行うこと。

二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき外務省に属させられた事務



1 スケジュール

2 条文案

- 素案
- 読替表
- 自衛隊法との対照表

3 論点ペーパー

(1) 内調内検討・他省庁協議まで終えたもの

- 秘密保全法制の必要性について
- 秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野

(2) 内調内検討中のもの

ア 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在、指定の効果・調整について

イ 人的管理に関するもの

- 適性評価制度の法制化について
- 実施権者について
- 評価の観点と調査事項の関係について
- 公私の団体への照会について
- 同意の取得について

- 秘密の管理に関する内容の法律事項について（※内調内検討済み）

ウ 罰則に関するもの

- 特別秘密の漏えい罪と公務員法上の守秘義務違反罪との関係について

# 秘密保全法制スケジュール

月	日	手続	内閣法制局審査	関係省庁等
9	上			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">                     予備審査                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto; margin-top: 20px;">                     各省事前協議                 </div>
	中		条文案持込み	
	下	内総に件名・要旨提出		
10	上			
	中			
	下			
11	上			
	中			
	下			
12	上			
	中	内総に件名・要旨提出	部長概要説明	
	下			
1	上	文書課長等会議 内閣法制局幹部会		
	中		部長説明終了	
	下		部長説明終了後に各省協議開始	
2	上	内総ヒアリング	読み合わせ	
	中	閣議請議 閣議決定・国会提出		
	下			
3	上			
	中			
	下			

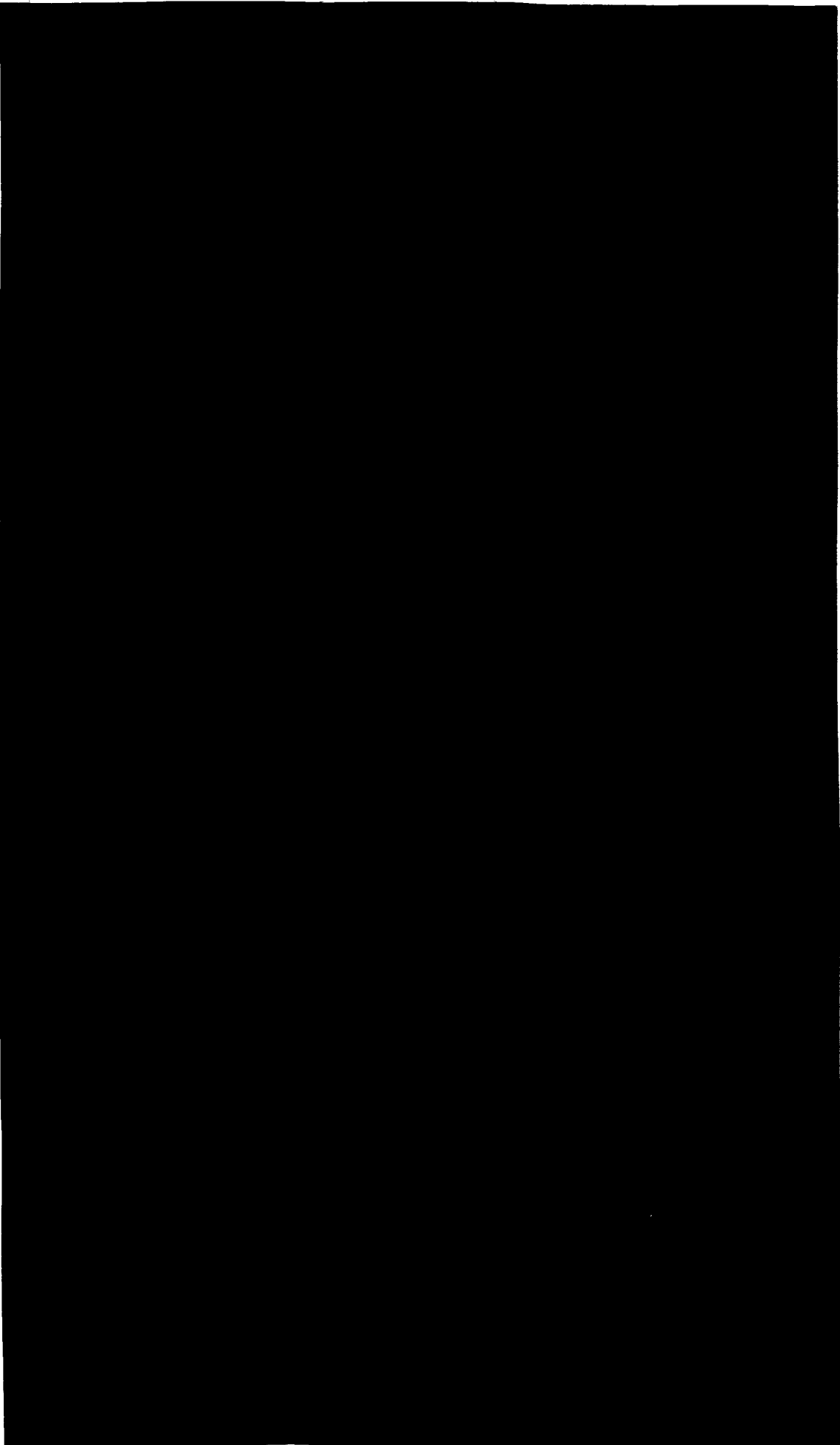
非予算関連法案の予備審査は10月上旬から開始して年内に終了するよう努める (H5.1.18文書課長等会議発出「法令協議に関する申合せ」)

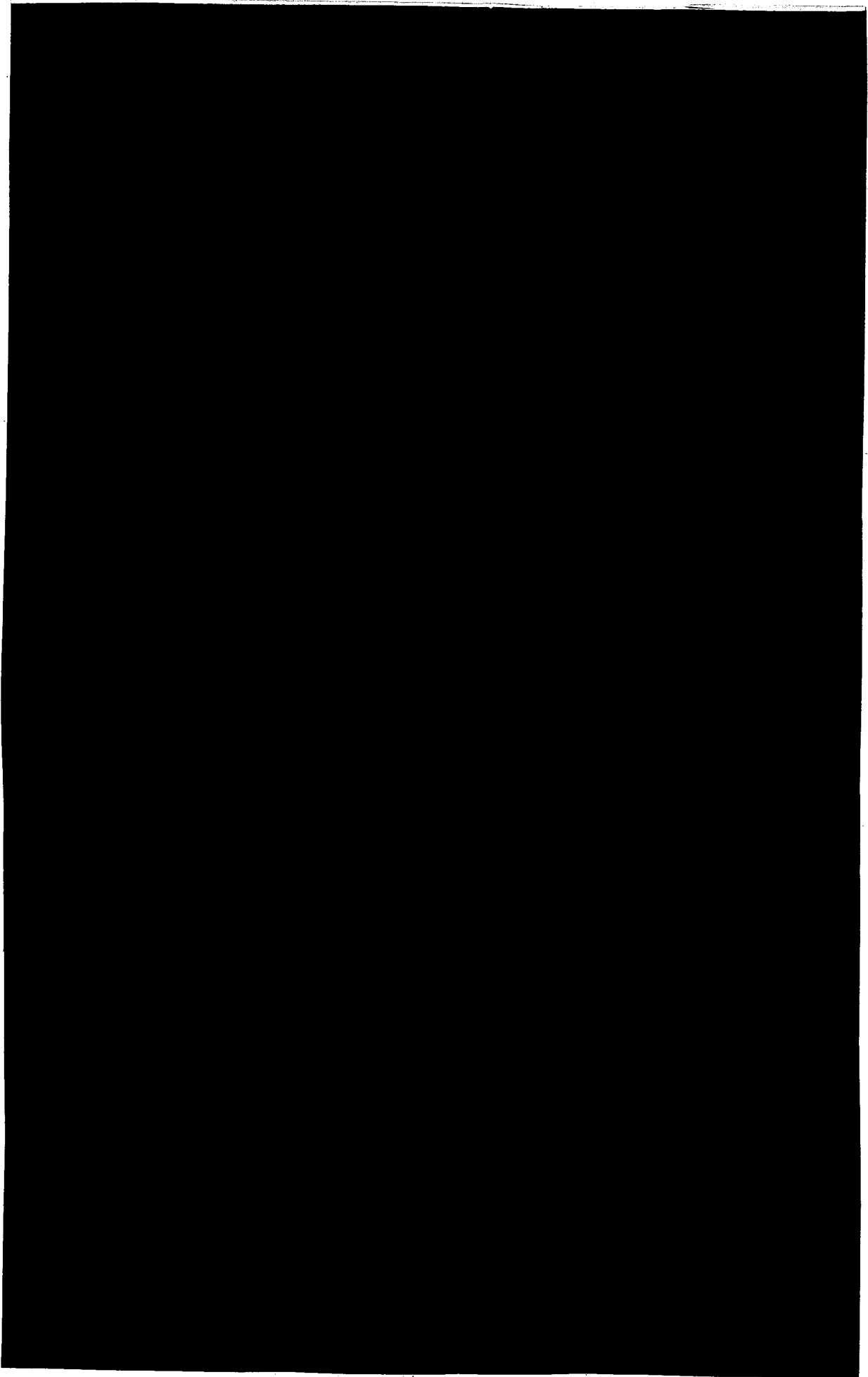
各省協議

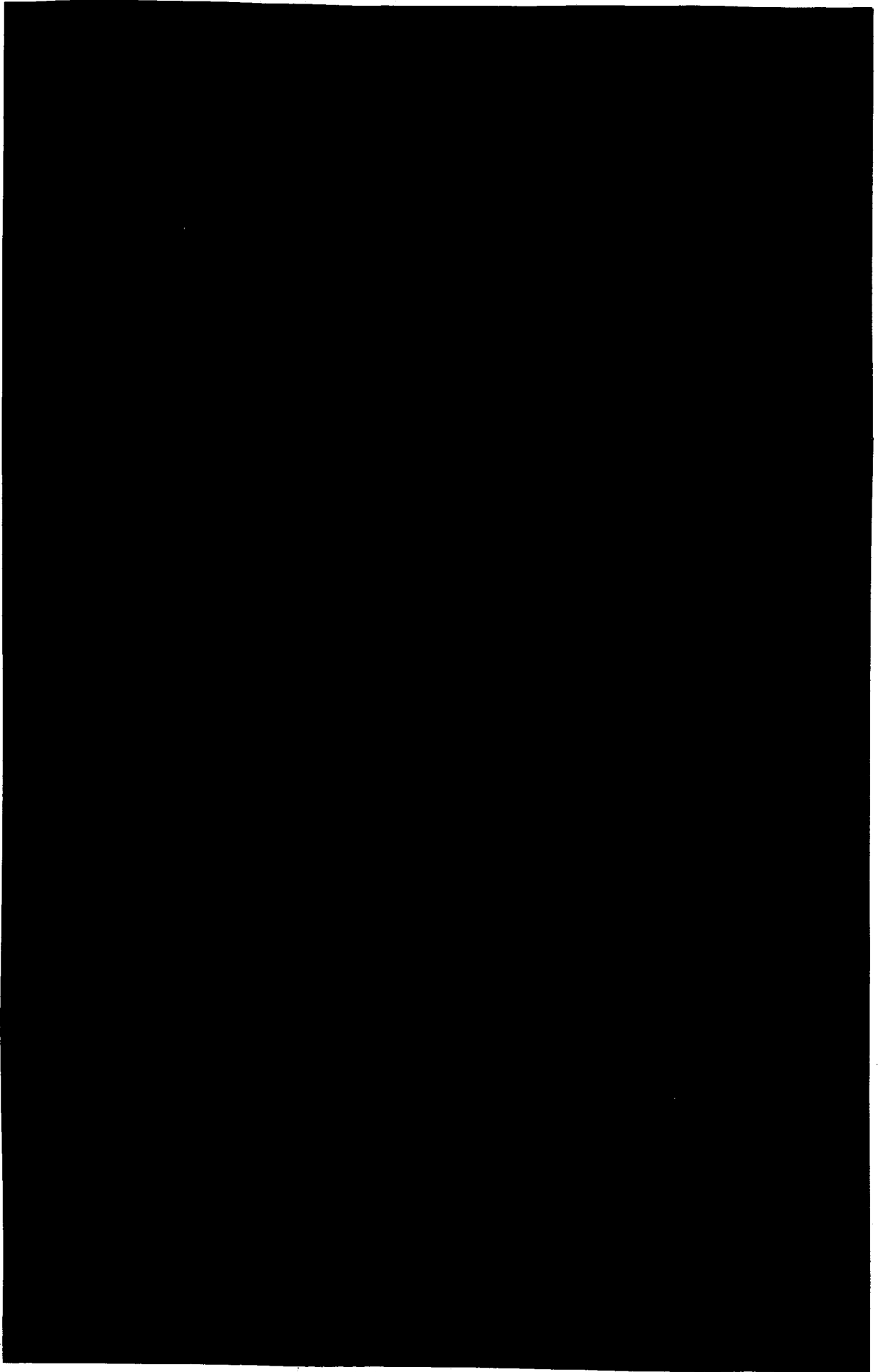
各省協議は閣議予定日の2週間前までに開始する (上記「法令協議に関する申合せ」)

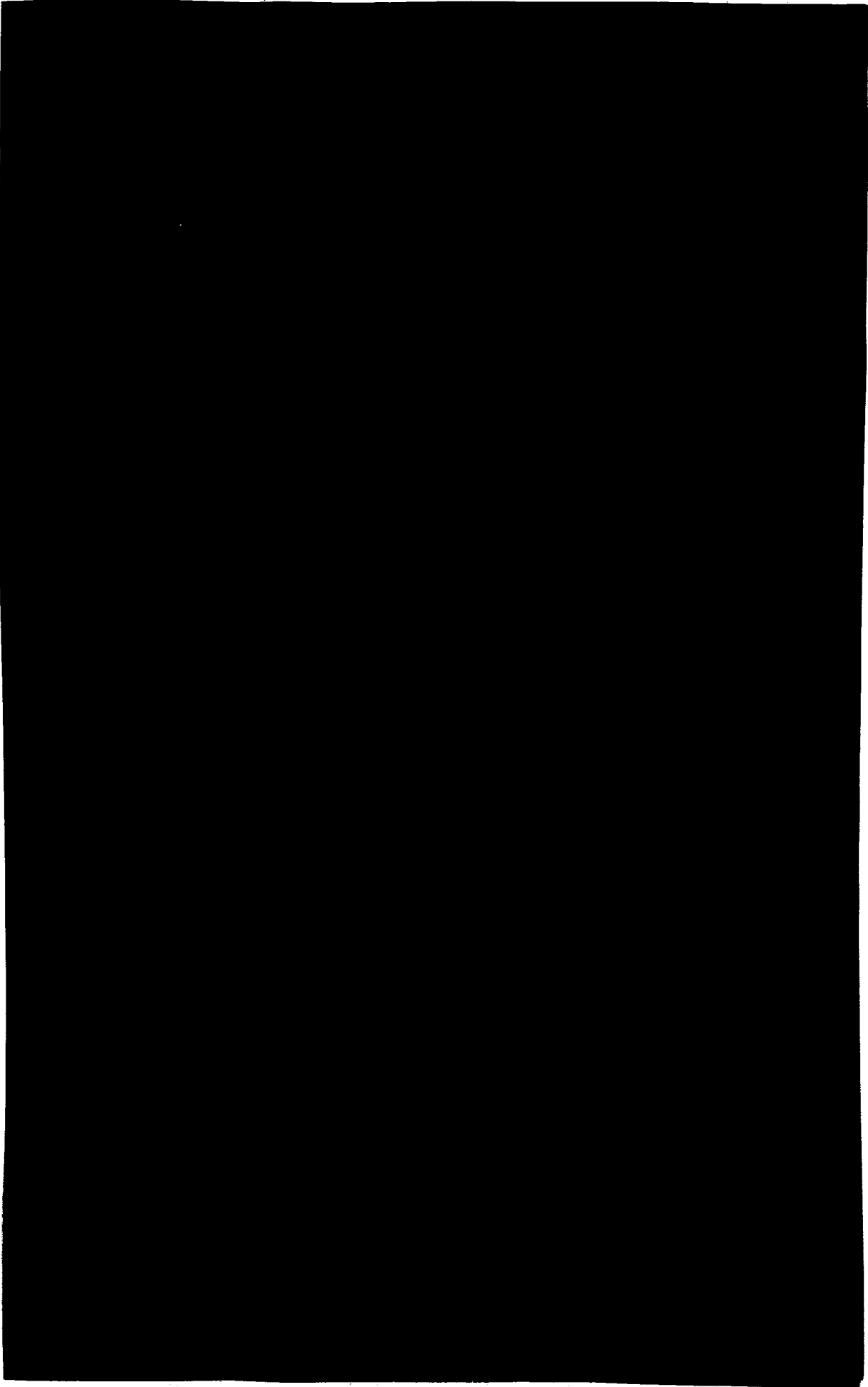
予算関連法案の閣議決定は予算案の国会提出から3週間以内、非予算関連法案は7週間以内

特別秘密の保護に関する法律（仮称）  
（素案）



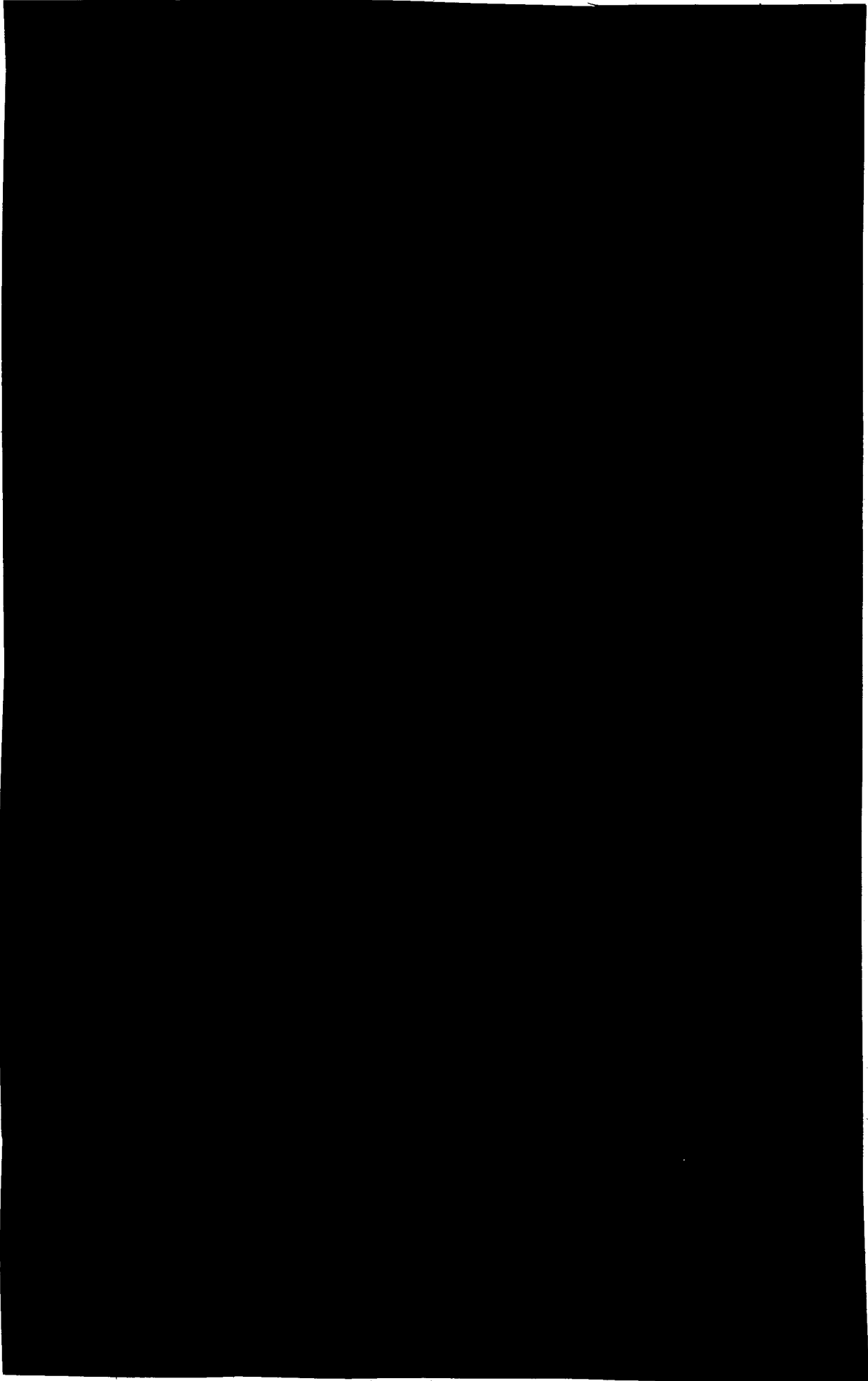


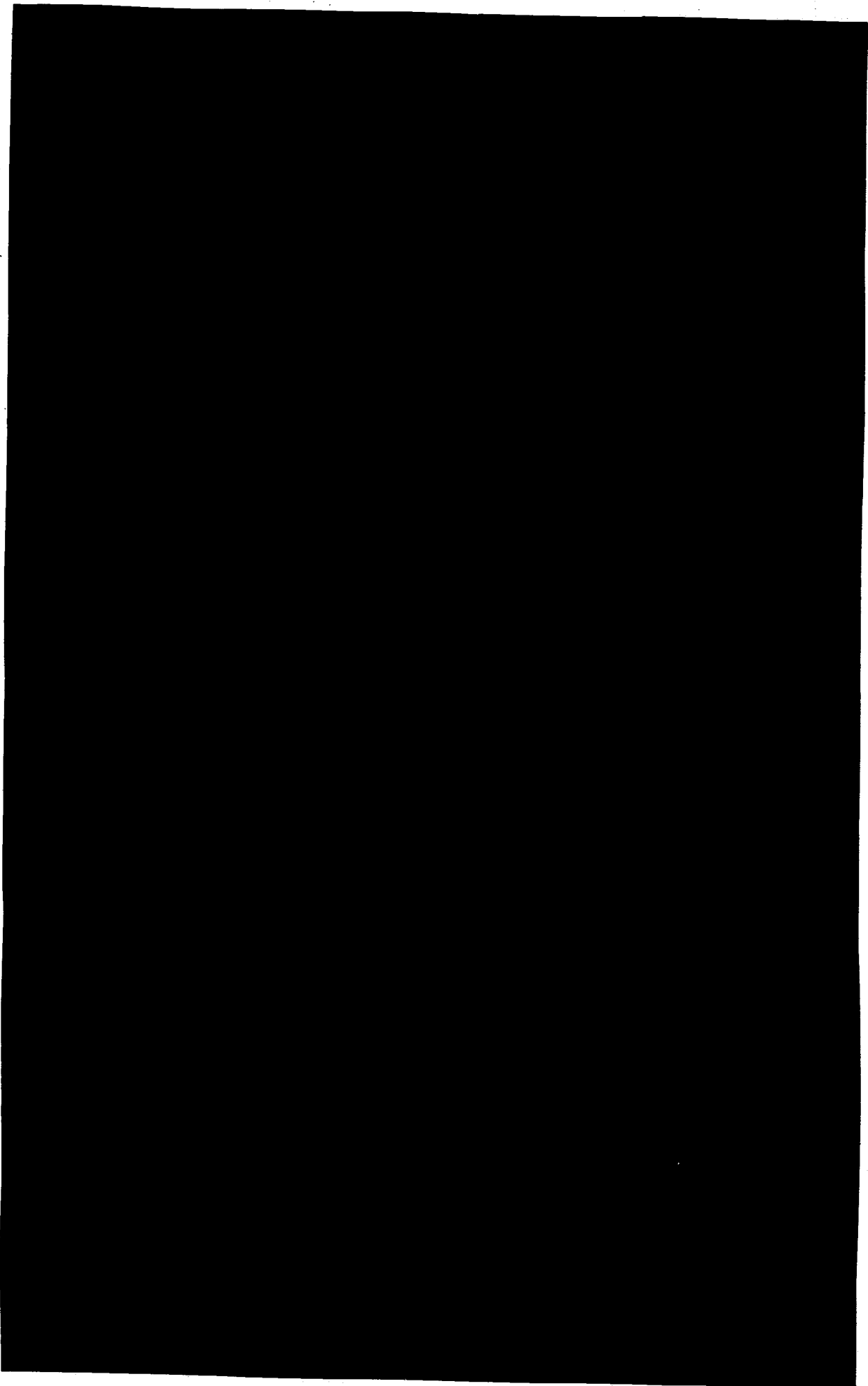




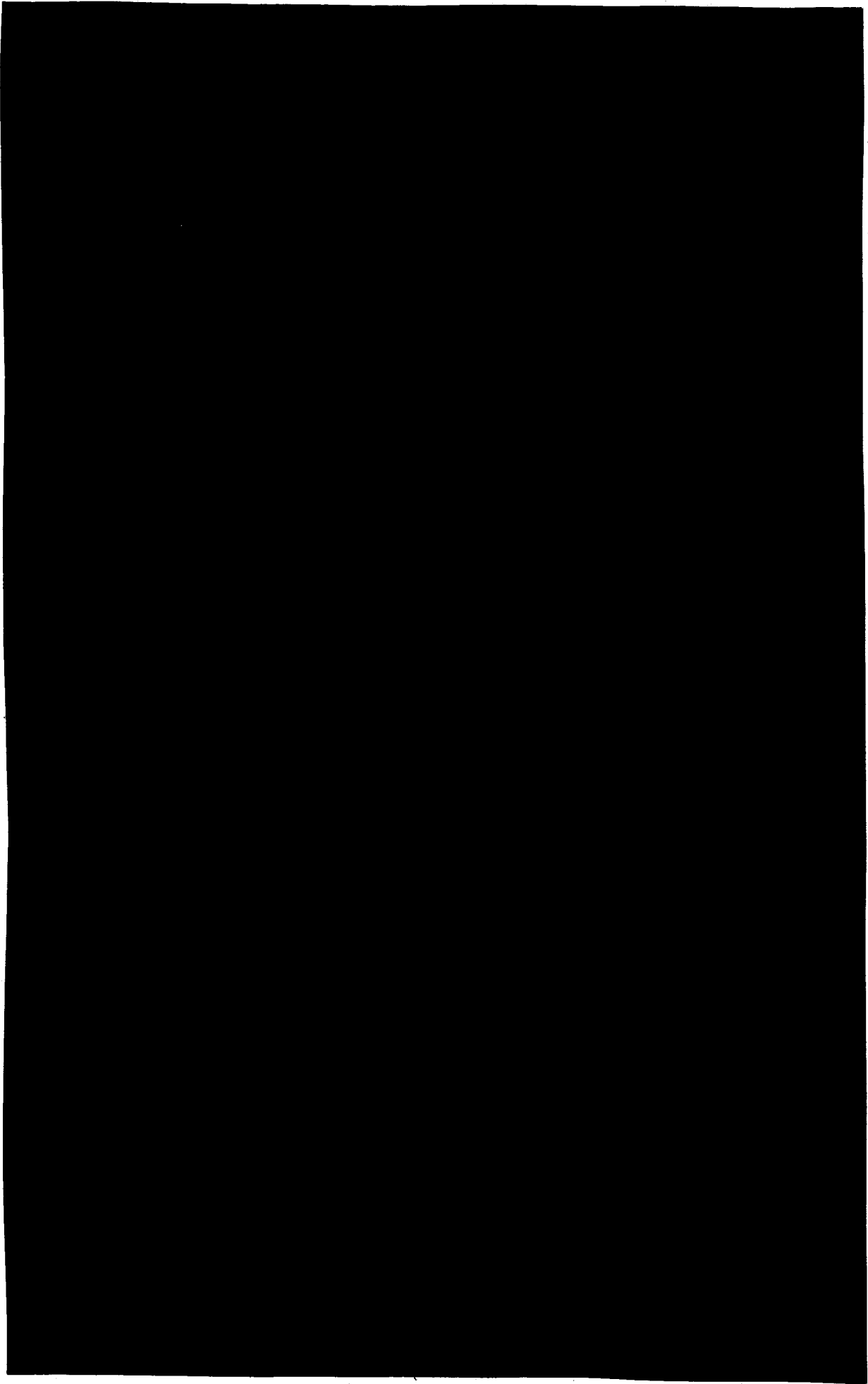
F

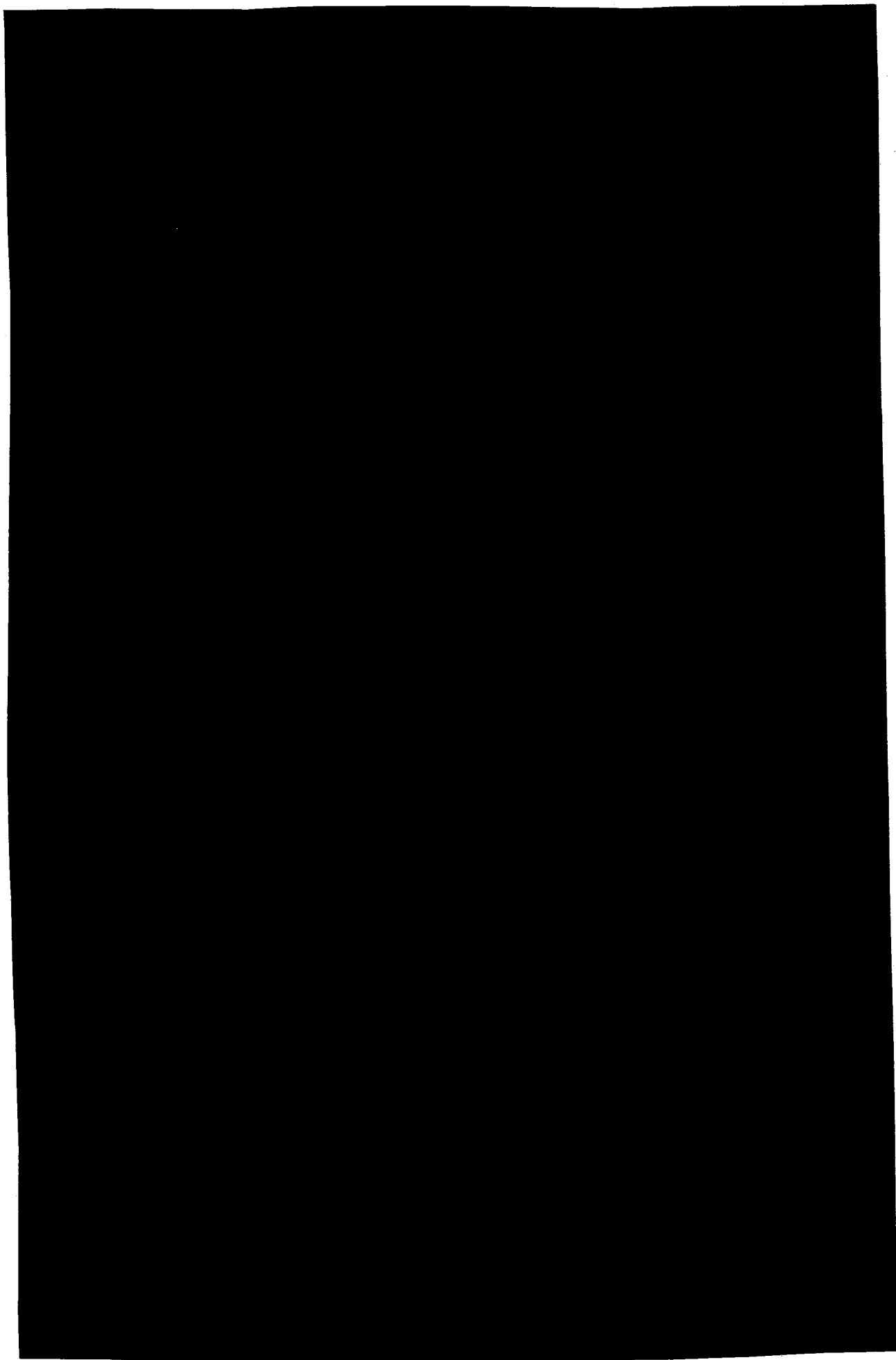
F

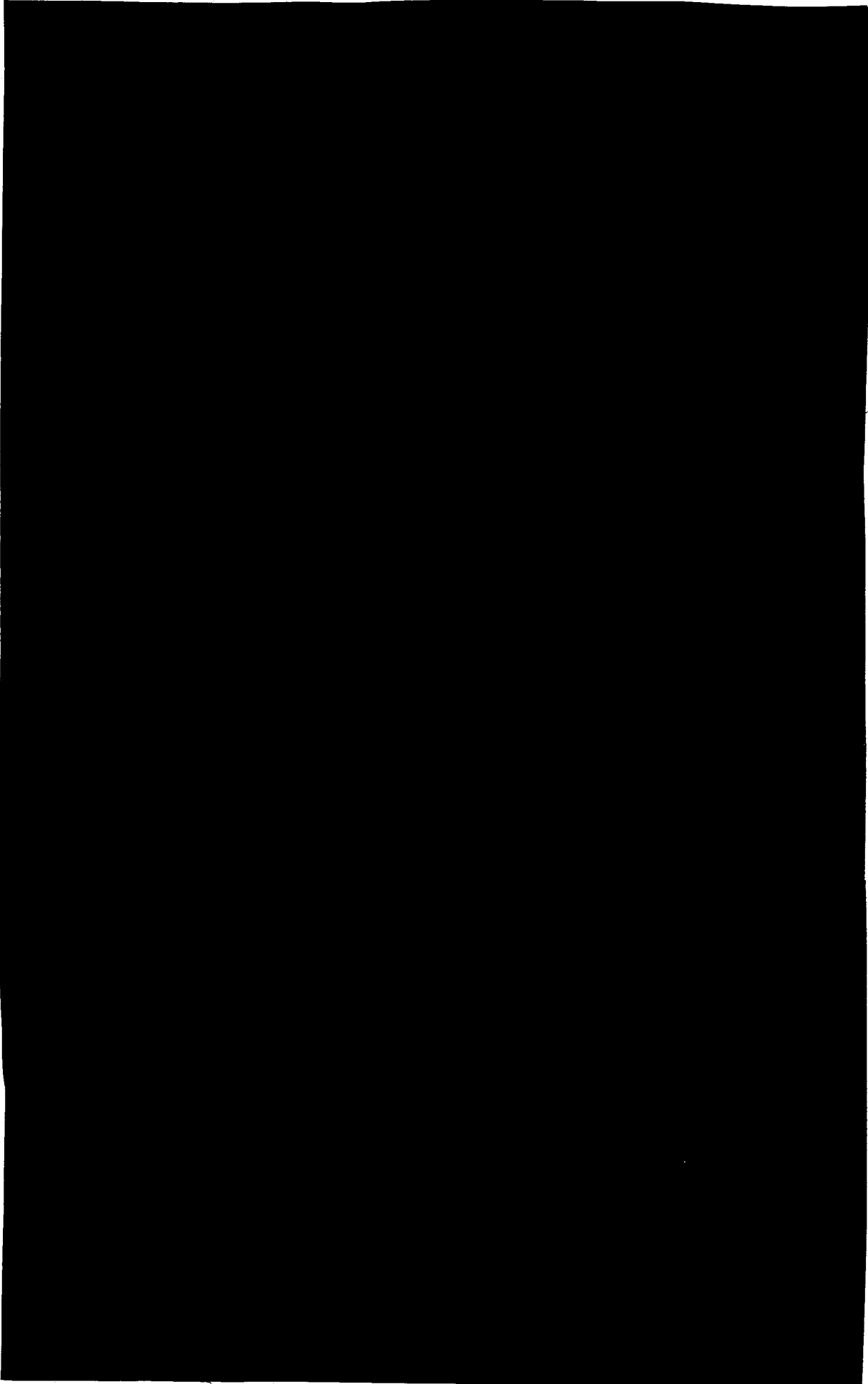


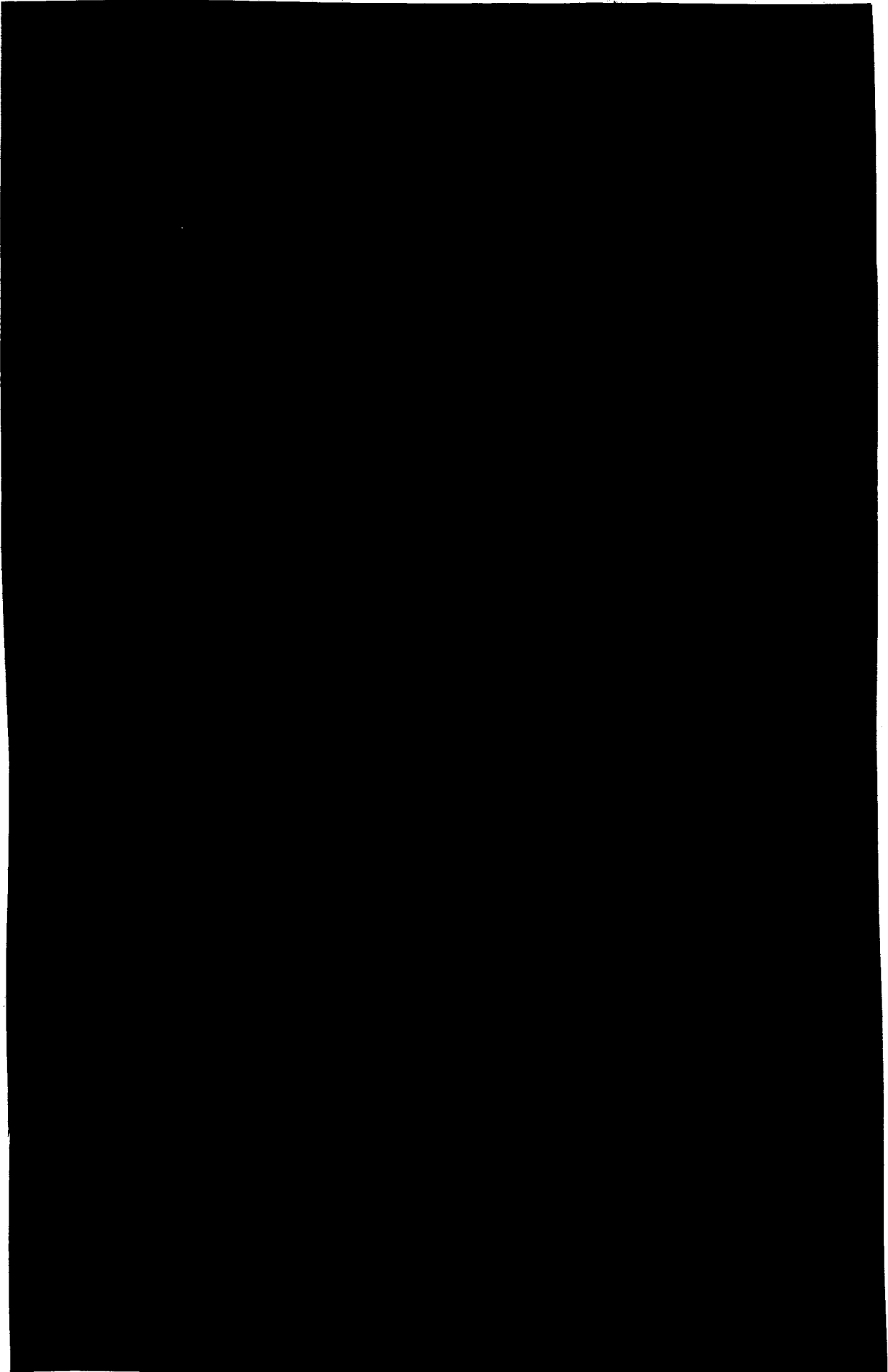


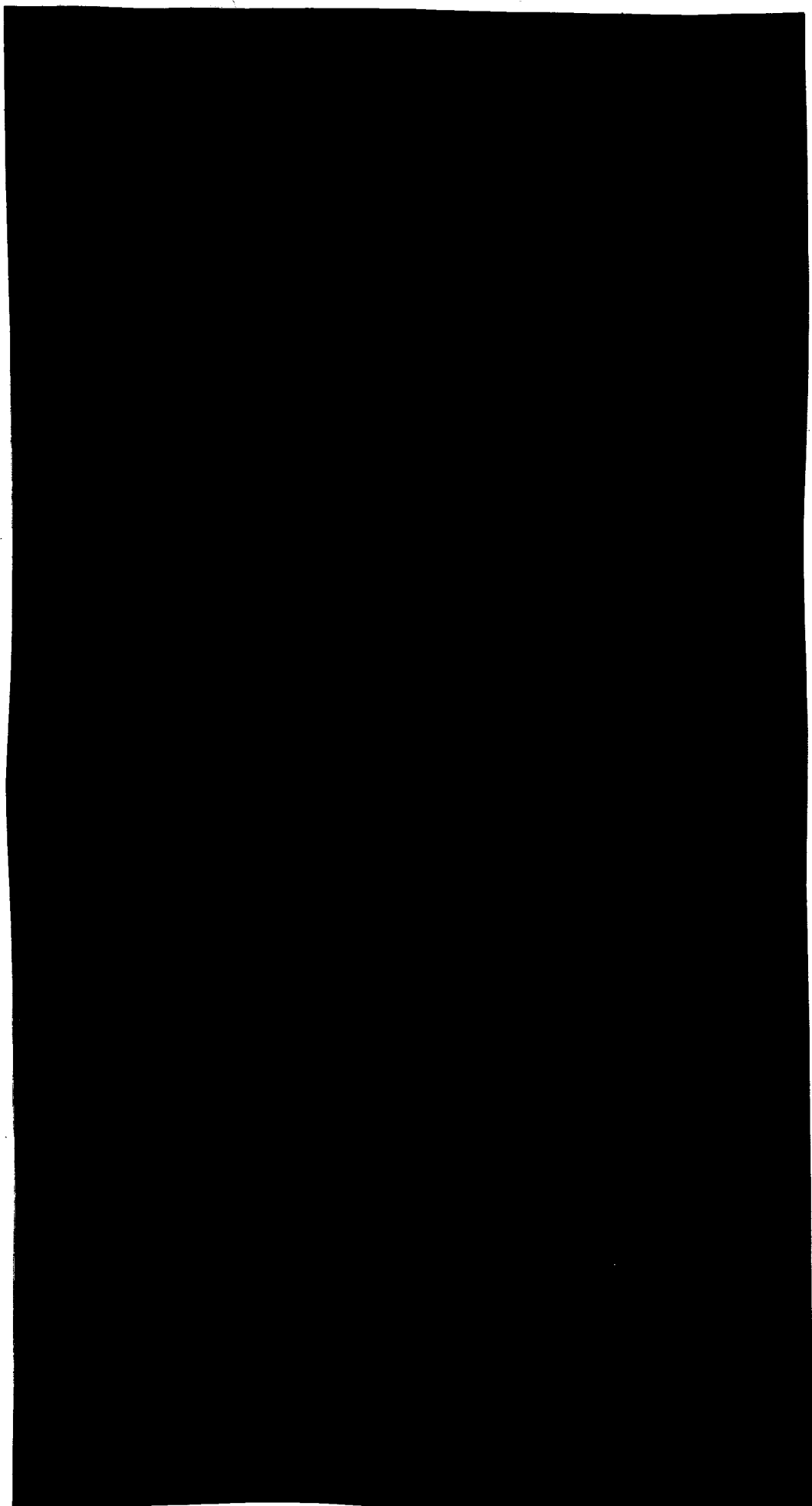












適性評価

（読替え前）

（読替え後）































































































































































